

○東京藝術大学成績評価に関する申合せ

〔平成29年6月30日
教育推進室申合せ〕

改正 令和6年9月24日 令和6年12月19日

(趣旨)

第1条 この申合せは、本学における成績評価を適切に実施し、もって教育の質を担保するため、成績評価の指針となるべき基準及び成績評価に関する質問等の受付に関して必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第2条 成績の評価基準は下記のとおりとする。

判定	評語	評価基準
合格	秀	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている
	優	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている
	良	到達目標を達成し、良好な成績を修めている
	可	到達目標を達成している
不合格	不可	到達目標を満たしていない

2 単位の認定のみを行う科目については、認定の標記とする。

(成績評価に関する質問等)

第3条 美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部（大学院音楽研究科を含む。）、大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科（以下「学部等」という。）は、成績発表後、一定期間を設けて、学生からの成績評価に関する質問等を受け付け、真摯に対応するものとする。

2 成績評価に関する質問等の受付および回答は、各学部等の教務担当事務を通じ行うものとし、各学部等はその方法を定めて学生に周知するものとする。

附 則

この申合せは、平成29年6月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和6年9月24日から施行する。

附 則

この申合せは、令和6年12月19日から施行する。